

土 木 交 通 委 員 会 説 明 資 料

平成 2 9 年 3 月 3 日

交 通 局

目 次

ページ

石綿飛散事故に係る経緯 1

<参考>

石綿除去工事の施工実績に係る入札参加資格要件 2

石綿飛散事故に係る経緯

時 期	事 項
平成25年11月 1日	六番町駅換気機械室石綿含有吹付け材撤去工事（建築工事）の請負契約を締結
12月13日	石綿の飛散が判明し、工事を中止
平成26年 3月～6月	交通局が原因調査を実施
6月30日	解除契約を締結し、石綿の飛散に伴う費用を飛散発生の原因者が負担する旨を規定
8月 6日	原因調査の結果を踏まえて交通局が推定した事故原因を受注者に通知
平成26年 9月～ 平成27年 5月	受注者が原因調査を実施
平成27年 9月10日	受注者が事故原因に関する調査報告書及び見解書を提出
11月12日	受注者の見解書に対する交通局の見解を通知
12月 1日	受注者が交通局の見解に対する意見書及び追加の見解書を提出
12月11日	受注者の意見書及び追加の見解書に対する交通局の見解を通知
平成28年 1月18日	事故原因が受注者にある旨を通知
3月24日	受注者が愛知県弁護士会紛争解決センターにあっせん手続（ADR）を申立て
5月～10月	ADRによる協議（第1回～第5回）
11月18日	受注者が申立てを取り下げたため、ADRが終了

<参考>

石綿除去工事の施工実績に係る入札参加資格要件

区 分	石綿飛散事故当時の要件	事故後に追加した要件
交 通 局	建築工事の施工実績があること	当該工事の吹付け石綿除去面積と同規模程度の除去工事の施工実績があること
市長部局・ 上下水道局	同 上	同 上

(注) 石綿作業主任者や特別管理産業廃棄物管理責任者を配置することについては、法令で義務付けられています。